

「おふでさき」三号⑤101～149

「かしもの」ゆえに人間は平等—問われる天理教の「かしもの」教理

103、「むねあしく」なった者はだれか

「おふでさき」三号も5回目となり、最後の49首です。まず101～103の解釈です。ここで問題になるのは、103の「むねあしく」なった者はだれかということです。【註釈】は口語体に直しただけで、「誰」について触れていません。『おふでさき通訳』は「誰を指すのか」という問題提起をしていますが、具体的な人名は上げていません。ただ、十一号1の註で、「三号一〇三」と記しています。これが何を意味するのか、単に十一号1と三号103が似ているというだけなのか、あるいは三号103もこかんの事であるという意なのか判然としませんが、ここもこかんとして解釈すると、101,102とのつながりが明瞭になってきます。三号28で教祖は梶本へ後妻に行ったこかんに中山家に戻るよう求めています(詳細は三号②P10参照)。しかし、「そばなもの」である秀司たちはそれに同意しません。また、こかん自身も中山家の戸主であり「上」である秀司に対していづんで(いづむ—委縮、沈滞する)しまい、胸悪しくなってしまったのです。これは教祖の願いがつかえてしまった—実行されない—からだという意になります。

三号【現行版註釈】(昭和3年版註釈は、現行版とほぼ同内容)

102、註 当時の地方官憲や世間の誤解をはばかりているそばの人々に対して、信仰を鼓舞せられたお歌である。

103、胸がつかえて気分が悪いような事があっても、それは病気だと思うてはならぬ。親神の急き込みがつかえているしるしである。

(※101～103)「胸あしく」(103)というのは話の糸口として当時の史実を挙げられたのであるが、この場合誰を指すのかは伝わっていない。このような史実は例話であるから、一般的に言われているものと見られる。まず当時の「うちなる者」に対してお諭しを述べられ、さらに現在「うち」のとして最も重大な問題が何であるかを重ねて(第三号の初めから縷々説明されたことであるが)明確にされる。(『おふでさき通訳』P106)

- 101. にち／＼に神の心のせきこみをそばなるものハなんとをもてる
- 102. 上たるをこわいとをもちすみいる神のせきこみこわみないぞや
- 103. **むねあしく**これをやまいとをもうなよ神のせきこみつかゑたるゆへ

一 ↓三号一〇三。ここは中山こかんの病について言われた。  
むなさき—胸先。  
つかへ—聞え。

むなさきへきびしくつかへきたるなら  
月日の心せきこみである  
このさきハ一れつなるにだんくと

一 ↓三号一〇三。ここは中山こかんの病について言われた。  
むなさき—胸先。  
つかへ—聞え。

明治八年六月

第拾壹号

七十八才老女

『おふでさき通訳』P408

「神のせきこみつかゑたるゆへ」  
教祖の思いを実行しない「そばなるもの」達

三号100以降のおうた群は、つとめの完成と勤修に向けて明らかにされた親神の思い、段取りを下敷きにして読んでいくとき、おのずとその意味が鮮明になる。

—中略—

まず101、102で、(101, 102を引用—略—)と述べられた。親神は人間をたすけたい、との心ばかりであり、つとめの勤修を中心として、いろいろな段取りをすすめているが、それについて、そばな人たち(うちの者)に対して、どう思っているのかと、もどかしげな気持ちを表された。

(『おふでさきを学習する』P173, 174 — 『みちのとも』2002. 3月号)

かんろだいづとめを実現しようとする教祖に対して、それに非協力的な秀司や、秀司に気を使って体調を崩してしまったこかんへの思いが、101～103ではないでしょうか。

101.  
にち／＼に神の心のせきこみを  
そばなるものハなんとをもてる

明治3年  
～明治6年

明治政府

中教院

石上神社

上

秀司  
そばな者



教祖

こかん  
(しんばしら)

こかん  
(梶本の後妻)

三号28, 29はこかんが中山家に戻ることを願う教祖の思いが表現されています。

28. 人のものかりたるならばりかいるではやくへんさいれゑをゆうなり  
29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな  
こがなくでな神のくときや

いづむ—委縮、沈滞する。いさむの反対語。  
一号12, 13の註。

一号12. いちれつに神の心がいづむならものゝりうけかみないつむなり  
13. りうけいのいつむ心ハきのとくや  
いづまんよふとはやくいさめよ  
(『おふでさき通訳』P18)

102.  
上たるをこわいとをもていすみいる  
神のせきこみこわみないぞや  
103.  
**むねあしく**これをやまいとをもうなよ  
神のせきこみつかゑたるゆへ

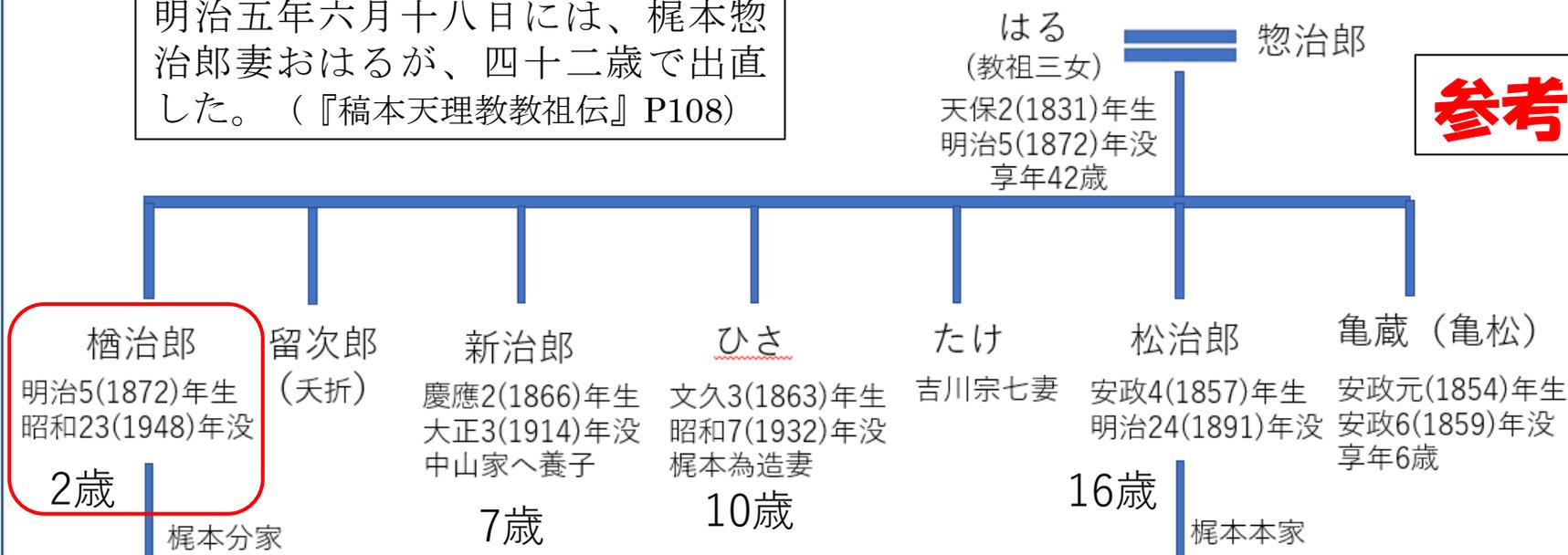
明治6年の末に、教祖の周辺で「夜泣き」するような子供は誰でしょうか。教祖の三女おはるが明治5年6月に子供を産んですぐに亡くなります。その時の子が檜治郎で満一歳半になっています。この檜治郎の他に教祖の周辺で夜泣きするような年齢の子供はいません。ではおはるが亡くなった後この子を育てていたのは誰でしょうか。

それは小寒です。梶本や周りの人々の頼みで、教祖が止めるにもかかわらず、小寒は梶本へ行き、「のちぞひ同様にくら」すことになります。その時、教祖は「『三年の間貸す』と仰せになっ」(「小寒子略伝」)たと伝えられています。ここから三号28の「人のものかりたるならば」が出て来るのです。

明治5年に梶本へ行った小寒は、足掛けで、明治7年に入ると3年目になります。それゆえ30で「はや／＼と神がしらしてやる」ことになります。31の「おや／＼」とは惣治郎と小寒のことでしょう。32「人をたすける心」とはおやしきに戻ることを云われたのでしょうか。33「いまさいよくばよき事」とは、檜治郎を育てることで、そのために「たすける心」を忘れてしまうような「心ハみなちがう」のです。

小寒様御逝去 / 明治八年九月廿七日、若き神さんと呼び奉りたる小寒様、御死去被遊。是より前、明治五年姉春子様、赤児をのこしてみまかりし故、その赤児を養育する為に、来てくれとの頼みにより、御教祖様、御許しあらざるに、小寒様は無理にもゆきたいと被仰、教祖様の御止めに成るを聞かざりしかば、仰せらるゝには、/ 『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に拝まれる様になるのやで』 / と御咄しあり。 / 其時は、何のさとりもなく、もしも、そんな事になる様やつたら、どうぞ止めて下されや。わしや、そんな事かなわぬさかいに、とある人々にたのみたりしと。然るに、梶本様へ行きて、のちぞひ同様にくらしけるより、遂に神様の思召にそむき、よぎなくみまかるに立至り、はしなくも人に拝まるゝ様になるとの仰せに帰したり。(『正文遺韻』昭和12年版P120. 『改訂正文遺韻』復刻版P109)

明治五年六月十八日には、梶本惣治郎妻おはるが、四十二歳で出直した。(『稿本天理教教祖伝』P108)



## 109、「このもの」は、「お秀」か

109は「お秀」を指すとされていますが、教祖の周辺の人で誰も妊娠していないこの時期に、なぜ「お秀」が出て来るのか、その意味がよく分かりません。『おふでさき通訳』は「秀司先生は、結婚以来五年子供がなかった故、この子のことが追憶され、話題になったと想像される」としていますが、これは【註釈】を前提にした解釈です。

104. たん／＼と神の心とゆうものわ ふしぎあらハしたすけせきこむ  
105. このふしきなんの事やとをもっている ほこりはろふてそふぢしたてる  
106. あとなるにはやくはしらをいれたなら これでこのよのさだめつくなり  
107. このはなしはやくみへたる事ならば いかなものでもみなとくしんせ  
108. いまゝでハしよこためしとゆへあれど かんろふだいもなんの事やら  
109. **このもの**を四ねんいせんにむかいとり 神がだきしめこれがしよこや  
110. しんぢつにはやくかやするもよふたて 神のせきこみこれがたい一  
111. これまでハぢうよじざいとまゝとけど なにもみへたる事わなけれど  
112. これからハいかなはなしもときをいて それみゑたならじうよぢざいや

三号【現行版註釈】（104, 105には記載がありません。一昭和3年版註釈は、現行版とほぼ同内容）

106、人々の胸の掃除が出来たその後は、信仰の中心を定めたい。これさえ出来たら、この世の中は治まりがつくのである。

108、今までは証拠試しという事を言うてあるが、未だ何も見えて来ないので、かんろだいに就ての親神の真意も、皆の者にはよく了解出来ないであろう。

註 しよこためしとは、この世人間を創めた証拠にちばにかんろだいを建設したならば、世界に真の平和な陽気ぐらしが来る、という神言の実証される事。（本号14、第十七号9参照）かんろふだいに就ては、第八号78—86、第九号18—20、同44—64、第十号21、22、79、第十七号2—10参照。

109、この者を四年以前に迎いとり、その魂を再び元のいんねんあるちばへかえそうと親神が抱きかかえているが、これが即ち、親神の自由自在の働きのある証拠である。

110、この魂を早く元のちばへ生まれかえらそうと準備しているが、これが親神の第一の急き込みである。

註 これは、四年以前即ち明治三年陰暦三月十五日に迎いとられた秀司先生の庶子お秀様の事を言われたもので、この方はお道の上に枢要な魂を持っておられるのであるから、その魂を親神様がしっかり抱きしめておられて、早くいんねんある元のちばに生まれ還えらそうとお急き込みになっていたのである。因みに、明治七年陽暦一月一日は、明治六年陰暦十一月十三日にあたる。（第一号60、61註参照。）

111、112、これまでとても、親神の働きは自由自在としばしば論しているけれども、その自由自在の働きが人の眼に見えた事はない。今後は如何な話も説くが、その話通りに証拠が見えて来たならば、これで親神の働きは自由自在であるという事を、はっきり悟るがよい。

## 【註釈】のお秀説は正しいか？

「おふでさき」でお秀のこととされているおうたが三か所あります。一つ目が一号60-61で、ここは教祖の子である秀司と考えられます。「え？」と思われるでしょうが、それは【註釈】説に囚われているからです。お秀は生まれた後、教祖とこかに育てられたので、「このこ共二ねん三ねんしこもふと」には該当しません。三つ目の七号65-73は、65. このたびのはらみているをうちなるわ なんとをもふてまちているやら 67. このもとハ六ねんいぜんに三月の 十五日よりむかいとりたて 72. なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるてゑをし  
いかり で、ここはお秀が亡くなった年月日まで書いてあるので、お秀に間違いありません。当時妊娠していた人の子は、お秀の生まれ変わりであることが示されています。妊娠していたのは、梶本へ後妻に行っていたこかんです。この子は流産してしましますが。

そこで「四年いせん」「むかいとり」とある《三号109.このものを四ねんいせんむかいとり 神がだきしめこれがしよこや》もお秀のこととされているわけですが、「かんろだい」(108)とどう関係があるのか分かりません。お秀と関係のない何か別のことがあったのではないかとも考えられるわけですが、一考の価値はあるかと思えます。

(※104~107) 「はしら」という言葉は、大体かんろだいと真柱とよふぼくについて用いられるので、この場合はかんろだいを指す。このことは第三号でも「治まりがつく」(13,67)と言われている、「定めがつく」(106)も同じ意味と理解する。

—中略—

(※108) 106では「はしら」と言ったのに108ではかんろだいと言われたのは、この年明治六年に教祖はかんろだいのお話をされ、飯降伊蔵さんにその雛型を作らせておられるからである。これは「高さ約六尺、直径約三寸の六角の棒の上下に、直径約一尺二寸、厚さ約三寸の六角の板の付いたもの」(『稿本天理教教祖伝』109頁)で、正にちょっとの雛型(九号45)であったと言われる。

—中略—

(※109~110) 「この者」(109)とあるのは当時の話題になっていたお秀のことで、明治三年三月十五日(一号60-61、七号67参照)に出直となっていた。陰暦の年が明けて明治七年になったなら、早々に五年祭をせねばならず、秀司先生は、結婚以来五年子供がなかった故、この子のことが追憶され、話題になったと想像される。／ 神の思惑は108に述べられたことであるが、これに対して人間の思惑はこのように遠く離れているので、その隔たりの大きさが暗示されている。それ故この子を早く生まれるようにと段取りをつけることも証拠試しであることを述べられ、神の話を得心することを求められたのである。(なおこの点は七号65-73に再説される。)／ おふでさきの年数の数え方は、「足掛け何年」という数え年によるので、明治三年は明治六年から数えて四年前となる。109のお歌は陰暦明治六年に書かれている。

—中略—

(※111~112) どんな話を説いておいても(「いかな話も説きおいて」112)とあるが、109-110にお秀についての具体的な話をされたので、これを例として、一般的普遍的な話をされているのである。いねば、実験(109)と仮説の証明(112)と仮説の適用(113-114)とみることができる。(『おふでさき通訳』P106~109)

60 このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ  
 61 しやんせよをやがいかほどをもふても 神のてばなれこれはかなはん

ここも一号解釈の再掲です。この子どもとはお秀であるということに【註釈】ではなっていますが、よく考えると不可解です。

これは通説では秀司の娘のお秀のこととされていますが、お秀は小さいときからおやしきにて、教祖やこかんに育てられていますから、「このこ共二ねん三ねんしこもふと」には該当せず、子供にこだわると慶応3年頃から同居し始めたと思われる音次郎のことになります。しかし、61. に「をや」とあることから教祖の子、秀司ではないかとも考えられます。慶応3年に吉田神祇官領の神が「おやしき」に入ってきてから教祖は秀司にいろいろ説いたけれども、教祖の思いに沿うことはなかったことを表現したのではないのでしょうか。慶応3年から2、3年後は明治2年になります。このように考えると、天皇家の先祖12神を祀った吉田神祇官領の神である天輪王明神の存在が「あくじ」であり、それを屋敷から出せというのが「やしきのそうじ」という解釈になります。

**参考**

【昭和3年版釈義】

六〇、この子供を二、三年教育しようとその親の方では思うているけれども、親神にはもう寿命の無い事がよく分かっているのである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らへさしたいと思うても、親神が守護をしなければどうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

註 秀司先生の庶子にお秀さんと云ふのがあつた。これは生後すぐ中山家に引き取られて、御教祖自ら養育せられた。此子は将来お道の柱石ともなる可き因縁を持って居られるのであるが、如何せん正妻の子でない為に何時迄も因縁ある親神様の屋敷に置く事が出来ない。それで親神様は時期を俟って迎ひ取らうとして居られるけれども、親神様の心のわからない秀司先生には親の欲目で自分の子がそんなに早く死ぬなどゝは夢にも思はれない。それでもう二、三年も教育をしようと思つて色々心を砕いて居られたが、親神様にはそれは所詮駄目である事がよくわかつて居たのでそれを仰せられたのである。此お秀さんは翌明治三年十八才で出直しになり、秀司先生がやがて正妻を迎へられるとその腹に宿つて、こんどは正しく神の館の後継者たる嫡出子として生れられたのである。

【現行版註釈—昭和12年版もほぼ同じ】

六〇、この子供を二、三年教育しようとする、その親の方では思うているけれども、親神には寿命の無い事がよく分かっているのである。 註 この子供とは、秀司先生の庶子お秀様のことであつて、その出直しを予言せられたものである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らえさしたいと思うても、親神が守護をしなければ、どうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

『おふでさき通訳』、「廿六日にはじめかける」の解釈  
 ーかんろだいを据えてつとめができることー

『おふでさき通訳』の「廿六日にはじめかける」の解釈を読むと、73, 74との関連が指摘されています。また、一号8.「せかいの心いさめかゝりて」及び同10.「かぐらづとめのでをつけて みんなそろふてつとめまつなり」を示して、かんろだいを据えてつとめができることであると述べています。

「二十六日に初め掛ける」(113)とは73-74の「この間」(それまでに)と対をなしている。期日を予定されたことについては、この二つの意義と共に、その期日を目標として二大活動目標を明示されたのである。すなわち一つは「せかいの心をいさめかけるもよう(準備)」で、これは一号4-8に述べられたことで、こののち第四・第五号、第九・第十号などに述べられる**布教伝道の準備**である。もう一つは「にほんを治めるもよう」で、これは一号10-20に述べられたこと、すなわちちばを明かし**かんろだいを据えてつとめができること**で、おふでさきの全篇を通して急込まれるつとめの準備である。(『おふでさき通訳』P111. 芹沢茂. 1981)

- 113. いまゝでの事ハなんにもゆてくれな **廿六日にはじめかける**で
- 114. これからハせかいの心いさめかけ にほんをさめるもよふするぞや
- 115. にんけんの心とゆうハあざのふて みへたる事をばかりゆうなり
- 116. これからハない事ばかりといてをく これからさきをたしかみていよ
- 117. どのよふな事もたん／＼ゆいかけ みへたる事ハさらにゆハんで
- 118. このよふをはじめた神のしんばしら はやくつけたい神の一ぢよ
- 119. めへにめん神のゆう事なす事を たん／＼きいてしやんしてみよ

- 三号
- 73. 十一に九がなくなりてしんわすれ **正月廿六日**をまつ
  - 74. このあいだしんもつきくるよくハすれ にんぢうそろふてつとめこしらゑ

- 一号4.
- 4. このところやまとのしバのかみがたと ゆうていれども元ハしろまい
  - 5. このもとをくハしくきいたことならバ いかなものでもみなこいしなる
  - 6. きゝたくバたつねくるならゆてきかそ よろづいさいのものといのんねん
  - 7. かみがでてなにかいさいをとくならバ せかい一れつ心いさむる
  - 8. いちれつにはやくたすけをいそぐから **せかいの心いさめかゝりて**

- 1号10.
- 10. このさきハかぐらづとめのでをつけて みんなそろふてつとめまつなり
  - 11. みなそろてはやくつとめをするならバ そばがいさめバ神もいさむる
  - 12. いちれつに神の心がいづむなら ものゝりうけかみないつむなり
  - 13. りうけいのいつむ心ハきのとくや いづまんよふとはやくいさめよ
  - 14. りうけいがいさみでるよとをもうなら かぐらつとめやてをとりをせよ
  - 15. このたびハはやくてをどりはじめかけ これがあいずのふしきなるそや
  - 16. このあいずふしぎとゆうてみへてない そのひきたればたしかハかるぞ
  - 17. そのひきてなにかハかりがついたなら いかなものでもみながかんしん
  - 18. みへてからといてかゝるハせかいなみ みへんさきからといてをくそや
  - 19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ
  - 20. このハほくむつかしよふにあるけれと だん／＼神がしゆこするなり

昭和3年版では、73の「正月廿六日」は113のそれと関連付けられていましたが、現行版では「かんろだいのちば定め」とされ、その関連がなくなっています。73の「26日」は明治20年正月26日、教祖が身を隠される日とされているので、その日から始めるでは、それまでの13年間は何なのだということになり、明治8年のこととしたのでしょうか。どちらにしても【註釈】の「26日」解釈は不自然です。

【現行版註釈】

113 註 翌明治8年には陰暦5月26日にかんろだいのちば定めが行われた。  
114、今後は世の中の人々の心を勇ませて、この教の先ず行き互るべき所の円満に治まるように段取りする。

【昭和3年版註釈】

113 註 本号七三註参照。  
(※114には解釈、註ともなし)



【昭和3年版註釈】

73、74、註 此のお歌は御教祖の御昇天を示されたもので、御教祖御存命中は御教祖を目標として社会の迫害がだん／＼激しくなるので、斯くては道がおくれるから、御教祖は二十五年の御寿命を縮めて姿を御かくし下され、世間の圧迫を少くして道を広めるもよう立てをするから、早く人衆揃へてつとめごしらへにかかるやうお諭しになったのである。併し、當時の人々には之が分からず、後日の「おさしづ」によって初めて深い親神様の思召しを悟り得たのであった。(天理教教義及史料集成部編纂「おさしづ 三」の六一頁参照)

【現行版註釈】

73、74、註 このお歌は教祖様が現身をおかくしになることを示されたもので、教祖様御在世中は教祖様を目標として社会の迫害がだんだん激しくなるので、かくては道が遅れるから、教祖様は二十五年の御寿命をお縮めになり姿をおかくし下され、世間の圧迫を少くして道を弘めるもよう立てをする。それまでに真柱も定まり、かんろだいのちば定めも建設されるから、皆々の心を澄まして、早く人衆そろえてつとめごしらえに取り掛かるようにせよ、とお諭しになったのである。しかし、当時の人々にはこれが分からず、後日の「おさしづ」によって初めて深い親神様の思召しを悟り得たのであった。(天理教教義及史料集成部編纂『おさしづ』第三百七十八頁参照)

さあ／＼正月二十六日と筆に付けて置いて、始め掛けた理を見よ。さあ／＼又正月二十六日より、やしらの扉を開き、世界ろくちに踏み均しに出て始め掛けた理と、さあ／＼取り払うと言われてした理と、二つ合わせて理を聞き分けば、さあ／＼理は鮮やかと分かるやろ、(明治22、3、10)

「三号73. 十一に九がなくなりてしんわすれ 正月廿六日をまつ」とは、こかんが中山家に戻ること

「十一に九がなくなりて」を素直に読めば、答えは「2」です。このお歌が書かれた状況で「2」という数は、こかんが梶本の家に行った年数、明治5年、6年と一致します。「2」という数字を出すためになぜ「11」と「9」なのかというと、五七調に合うのはこの組み合わせしかないからです。ご自分で検証してみてください。「しん(・・)わすれ」は、「しんばしら」「しんのはしら」の「しん」で、教祖と共に動かれ、その代役を務めていた小寒が中山家から去って行き、その存在が忘れられつつあることを嘆いた言葉でしょう。

その小寒に対して、「『三年の間貸す』と仰せになって、梶本家へ遣られた」(「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P23)という約束の3年目である明治7年の最初の祭典日である正月26日には、教祖の下にもどり、「たすけ一条」の活動に入ることを期待されているのです。

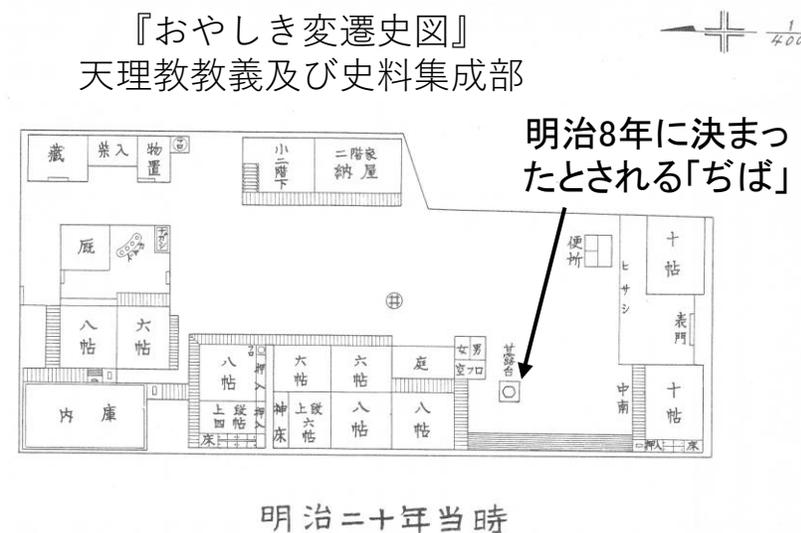
三号③P31再掲

「廿六日にはじめかける」とは明治7年正月26日にかんろだいを中心につとめをする事

教祖は明治7年正月26日に伊蔵に作らせた雛形かんろだいを置いて、こかんを中心にしてかぐらづとめを行うことを考えていたのではないのでしょうか。ここに1号10. 《このさきハかぐらづとめのてをつけて みんなそろふてつとめまつなり》が実現するのです。

しかし、そうはなりません。こかんはこの時点では中山家には戻らなかったのです。もし、正月26日にかんろだいを置いたつとめが実現していたとすれば、かんろだいはどこに置かれるのでしょうか。ちば定めは明治8年陰暦5月(陽暦6月29日)に行われるので、まだちばは決まっていません。

ちば定め of 意義も考え直す必要があるかもしれません。



明治六年、飯降伊蔵に命じてかんろだいの雛型を作られた。これは、高さ約六尺、直径約三寸の六角の棒の上下に、直径約一尺二寸、厚さ約三寸の六角の板の付いたものであった。出来てから暫く倉に納めてあったが、明治八年ちば定めの後、こかん身上のお願いづとめに当たり、初めて元のちばに据えられ、以後、人々は礼拝の目標とした。(『稿本天理教教祖伝』P109)



櫛本分署跡保存会作成  
雛形かんろだいの同寸模型

## 「かしの」と平等はペア

このポイントは125,126でしょう。ただ、『おふでさき通訳』は125,126の解釈をしていません。120～124の「上」については説明をしていますが、125,126については触れていません。なぜなのでしょう。

120. いまのみち上のまゝやとをもっている 心ちがうで神のまゝなり
121. 上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか
122. これまでハよろづせかいハ上のまゝ もふこれからハもんくかハるぞ
123. このよふをはじめてからハなにもかも といてきかした事ハないので
124. 上たるハせかいぢううをハがまゝに をもっているのハ心ちかうで
125. **高山にぞだつる木もたにそこに ぞだつる木もみなをなし事**
126. **にんけんハみな／＼神のかしの**や 神のぢうよふこれをしらんか
127. いちれつハみな／＼わがみきをつけよ 神がなんどきとこへいくやら

「おふでさき」には、十三号45.高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい

46.それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしのなるぞ

という三号125,126と同じ意味、同じ並びのおうたがあります。ここから考えられることは、平等と「かしの」はペアになっていて解釈もそのようにする必要があると思われます。しかし、「天理教教理」としての「かしの」は八つのほこりと結びつけられています。125,126を結びつけて解釈すると、「天理教教理」とは違うことになる可能性があり、それを『おふでさき通訳』は避けたのです。

御話を上の問題から始められるのは81－85の場合にもみられた。話が対立的な場面で論じられるのは、分かり易さということもある。おふでさきではこのように、「上と神」のほか「この世と天」「せかいとうち」「からとにほん」「こどもとをや」（人間と神）など数多くある。対立的というより相補的と言える場合もあり、この代表的例は「すむとわかる」「すますとおける」さらに「すむ・わかる・みえる・もたれる・いさむ」などである。ここでは上が治めているこの世界に神が出て新しい神の支配による治まりをはかる（第七号参照）という前提があつて、上の話から始まっている。（『おふでさき通訳』P115. 芹沢茂. 1981）

57では「高山のしんの柱はとうじん」であるのが「神のりっふく」であり、「上たる者がままする」のが「神のざんねん」と言われていた。高山のしんの柱がにほんの者となり、上たる者が神のような心で世界を治めればこの世は治まるであろうが、それは結果で、“神が出て”よふぼくをつかつてたすけをして行くことによって世界が治まって行くことを目差しておられる。（『おふでさき通訳』P116）

- 三号 57. 高山のしんのはしらハとふじんや これが大一神のりいふく  
58. 上たるハだん／＼せかいまゝにする 神のざんねんなんとをもうぞ

三号125. 高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事 126. にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんかの2首は、人間の平等と「かしもの」の理が説かれている大変重要なお歌です。この前段にある

120. いまのみち上のまゝやとをもている 心ちがうで神のまゝなり 121. 上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか

122. これまでハよろづせかいハ上のまゝ もふこれからハもんくかハるぞ

123. このよふをはじめてからハなにもかも といてきかした事ハないので 124. 上たるハせかいぢううをハがまゝに をもているのハ心ちかうで

というような「上」が世界をままにしている現実世界に対して、この世界は平等であるということを、人間は皆神のかしものであることを説いて、理解させようとしておられわけです。この平等であることが、「かしもの」と一緒に説かれるのは、

十三号45.高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい

46.それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしものなるぞ

47.それしらすみなにんけんの心でわ なんとたかびくあるとをもふて

48.月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ どふぞしいかりしよちさせたい

でも同様です。ここでは、人間の平等と、その根拠として神のかしものであることが「真実」であると強調されています。

かしものについては、3号に

40. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ

41. にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこているやら

とあります。

おふでさきの中に「かしもの」は、全部で5首しかなく、すでに紹介した他には、

六号120. このよふハ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日かしもの

十三号79. このはなしにんけんなんとをもている 月日かしものみなわがこども

です。

「かりもの」は1首だけで、

三号137. めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてハなにもわからん

があります。

天理教教理としての「かしもの、かりもの」は八つのほこりとペアになり、「借りものである身体は、貸主である親神様の思召に適う使い方をすることが肝心」(『ようぼくハンドブック』P46)という説き方になります。しかし、「おふでさき」を読む限りでは、そのような教理は書かれていません。

「かしの・かりもの」の教理は、『天理教教典』「第七章かしの・かりもの」に詳しく出ています。ただそこを引用すると長くなりすぎるので、簡潔にまとめている『ようぼくハンドブック』のその部分を示しておきます。

## かしの・かりもの

だれもが自分のものであると思って使っている身体を、親神様からの「かりもの」と教えられます。そして、心だけが自分のものであり、その心通りに身の内をはじめとする身の周りの一切をご守護くださるのです。これを、「人間というものは、身はかりもの、心一つが我がのもの。たった一つの心より、どんな理も日々出る」（おさしづ 明治22年2月14日）と仰せになっています。

従って、借りものである身体は、貸主である親神様の思召に適う使い方をすることが肝心です。この真実を知らずに、銘々に勝手気ままな使い方することから、十全なるご守護を頂く理を曇らせ、ついには身の不自由を味わうことにもなってきます。

この思召に沿わぬ自分中心の心遣いをほこりにたとえ、不断に払うことを求められます。

また、親神様の自由のご守護に与（あずか）ることのできる心遣いは誠の心であり、その最たるものは「人をたすける心」とであると教えられます。

「借りる」とは「他人のものを、あとで返す約束で使う」（『広辞苑』）ことです。従って、かりものである身上（身体）は、いずれはお返しすることになります。これが出直しです。

そして、末代の理である銘々の魂に、新しい身体をお借りしてこの世に帰ってくることを、生まれ替わりと教えられます。

### 【かりもの】

「思うようにならん／＼というは、かりものの証拠」（おさしづ 明治21年7月28日）とあるように、病んで初めて身体が自分の思い通りにならないことを知ります。

「たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしゃんしてみよ」（三 40、135）

「にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこているやら」（三 41）

との「おふでさき」にうかがえるように、かしの・かりもの教理の背景には、この世は神の身体という世界観があります。すなわち、神の身体であるこの世の一部をわが身の内としてお借りしているのです。従って、世界と人体は一つの天の摂理に支配されていることになります。（『ようぼくハンドブック』P46. 天理教道友社. 2002）

昭和3年版も現行版とほぼ同じで、3年版には「註 此のかしの、かりものゝ教理は本教教理の骨子をなすものである。」が付け加えられていました。

【現行版註釈】

一二五、上流社会の人々も、下流社会の人々も、生活程度こそ異っているが、皆親神の子である点に於ては、何等の差別がない。  
一二六、人間の身体は人間が自分でこしらえたものではなく、この世創めた親神がこしらえて、人間に貸しているのである。人間が生きて行けるのも、皆親神の自由自在の守護によるのである。これが分からないのであるか。

『おふでさき通訳』は125,126について特に説明をしていません。『おふでさきを学習する』『おふでさき拝読』は簡単な説明を付けていますが、高低がないということと、かしのであることの関連については触れていません。『おふでさき通解』は125,126を通して解釈し、しかも「かしの・かりもの」の理に基づいて、人間には何の高低もない」と両者の関連を説いています。他の類書にはない事です。

高山も谷底も同じ人間であり、そこに高低はない。等しく親神の子供なのである。しかも人間の身体は皆、神のかしものであり、神の「ぢうよふ」あればこそである。（『おふでさきを学習する』P178）

上たる者が一番、間違っているのは、人間に上下、高低の区別があると思っていることである。親神の目からは、人間社会の上層に生まれ育った者（高山）も、下層で生まれ育った者（谷底）も、等しく親神の子供であり、一れつ兄弟姉妹である。そして、人間の身体は、だれでも、すべて親神のかしものであって、心一つに、どんな自由の守護もしていることがわからないのか。一れつの人間はみな、我が身にとって注意しなければならない。親神の働きは、いつ、どこへ行って働くか知れないからである（125～127）——こういう意味でしょう。（『おふでさき拝読』P113. 矢持辰三. 1994）

高山に育つ木、すなわち支配層の人々も、谷底に育つ木、下層にあえぐ人々も皆同じなんだ。親神の目から見ればということですね。その、なぜ同じかという根拠を、人間は誰も彼もその体を親神から借りて、その自由の守護によって生かされていることがわからないのか、と仰しゃる。／ 第十三号にも、「高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい（十三 45）」、「それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしのなるぞ（十三 46）」と同じような続き具合の箇所があります。／ いずれも、かしの・かりものの理に基づいて、人間には何の高低もないと仰しゃっています。（『おふでさき通解』P107. 上田嘉太郎. 2017）

「おふでさき」を読む限りでは、「かしもの」は「八つのほこり」とは関連付けられていません。しかし、天理教教理では、『ようぼくハンドブック』や『天理教教典』「第七章かしもの・かりもの」にあるように、関連付けられています。このような教理が記されている最初の文献は、明治14年、山澤良治郎による「手續上申書」です。この手續書について『梅谷文書』に「奈良県が大阪府の管轄を離れた後、当時大阪府下の警察に勤務していた明心組一信者が、老先生に何かの参考にと持参したもの」と出所の説明がついています。また、「不燦然探知簿」(中山新治郎作)に記載があり、そこから「他に探してその手續書を得」と『ひとことはなし』(P95.中山正善)にあります。昭和26年発行の『梅谷文書』にはこの手續書は掲載されておらず、それ以前に教会本部に届けられたと思われます。

### 就御尋手續上申書

大和國山辺郡新泉村平民

山澤良治郎

一、当國山辺郡三嶋村平民中山まつゑ祖母みきナル者赤キ衣服ヲ着シ家ニ者転輪王命ト唱へ祭り候始末就御尋問左ニ奉申上候  
此段去ル明治十二年五月比私義咽詰病ニ而相悩候ニ付医薬ヲ相用ヒ種々養生仕候得共頓ト功驗無之ニ付転輪社へ參詣旁入湯仕候所早速全快仕候ニ付明治十三年一月比迄壹ヶ月ニ壹度宛參詣致居候然ルニ前病氣中自分相応之世話可致之心願ニ付全一月比ヨリ壹ヶ月ニ日数十五日之蒸氣湯之世話致居候處全年八月来右中山まつゑ夫中山秀治存命中ニ中山秀治宅ヲ転輪王講社並ニ當國宇智郡久留野村地福寺教会出張所ト設定相成候ニ就而者私へ転輪講社取締並ニ講社出納方地福寺社長ト被申付則辞令証モ所持罷在候且者中山秀治足痛ニテ引籠居候義ニ付全人ヨリ依頼ニ而日々相詰居候所右秀治義者本年四月十日比**病死後全人家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候義ニ御座候然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候ニ者**

四十四年以前ニ我月日ノ社ト貰受体内へ月日之心ヲ入込有之此世界及人間初而生シタルハ**月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貨物成ル此貨物ト云ハ**

目ノ潤八月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命皮繫ハクニサツチノ命骨ハツキヨミノ命飲喰出入ハクモヨミノ命息ハカシコ子ノ命**右六神ノ貨物成ル故人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無**之候得共人間ハ日々ニ**貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此ハツノ事有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル**此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ**右ハツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候**

甘露臺ト老母みき被申候ニ者人間始メノ元ハ地場之証拠是ハ人間之親里成故甘露臺数拾三創立スル所明治十四年五月ヨリ本日迄ニ式臺出来上り有之尤甘露臺者石ヲ以テ作り下石輕三尺式寸上石輕壹尺貳寸六角高サ八尺二寸ニ御座候然ルニ私共ニ於テ者參詣人へ對シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ祈禱許候様者決テ仕間敷候右就御尋手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十四年九月十八日 / 右 / 山澤良治郎

明治14年の御苦勞に関連する警察文書

天理教内に残されている明治14年の警察文書は非常に多い。また、これらの文書の内容は天理教の教祖伝、教理において非常に重要なものです。止宿人届の不備という最初の取調べから、これだけの史料群が残されていることに些か疑問にも感じる所です。

年月日			
明治14.9.17	岸本久太郎(梅谷に同行した初心者)「口書」	『梅谷文書』P64(全文).『復元37号』P227(冒頭のみ)	2021.06P11
// 14.9.18	小東政太郎(まつゑの弟)「手続書」	『復元37号』P229.『ひとつことはなし』P102	
// 14.9.18	小東政太郎「手続書」	『復元37号』P230.『ひとつことはなし』P103	
// 14.9.18	山澤良治郎「就御尋手続上申書」	『復元4号』P5.『復元37号』P227.『ひとつことはなし』P96.『稿本教祖伝』P160	
// 14.9.18	山澤良治郎「御請書」	『ひとつことはなし』P100	
// 14.9.26	奈良警察「(山澤良治郎への)申渡」	『復元37号』P232.『ひとつことはなし』P101	『梅谷文書』収録のものは、すべて『静かなる炎の人.梅谷四郎兵衛』(1978.道友社)に訳文付きで出ている。
// 14.9.27	中田儀三郎「御請書」(長男中田岸松)	『梅谷文書』P65	
// 14.9.27	中田儀三郎「口供」	『梅谷文書』P67.『復元37号』P233	
日付の記載なし	辻忠作「御請書」(引受人記載なし)	『梅谷文書』P69	
// 14.9.28	辻忠作「口供」	『梅谷文書』P69.『復元32号』P276.	
// 14.10.7	辻忠作「就御尋手続書」	『復元32号』P278.	
// 14.10.8	マツエ外四名「手続上申書」	『復元30号』P239.(一部のみ)※中山家の土地所有高に関する重要史料	
// 14.10.8	中山みき「手続書」	『復元4号』P7.『ひとつことはなし』P151	

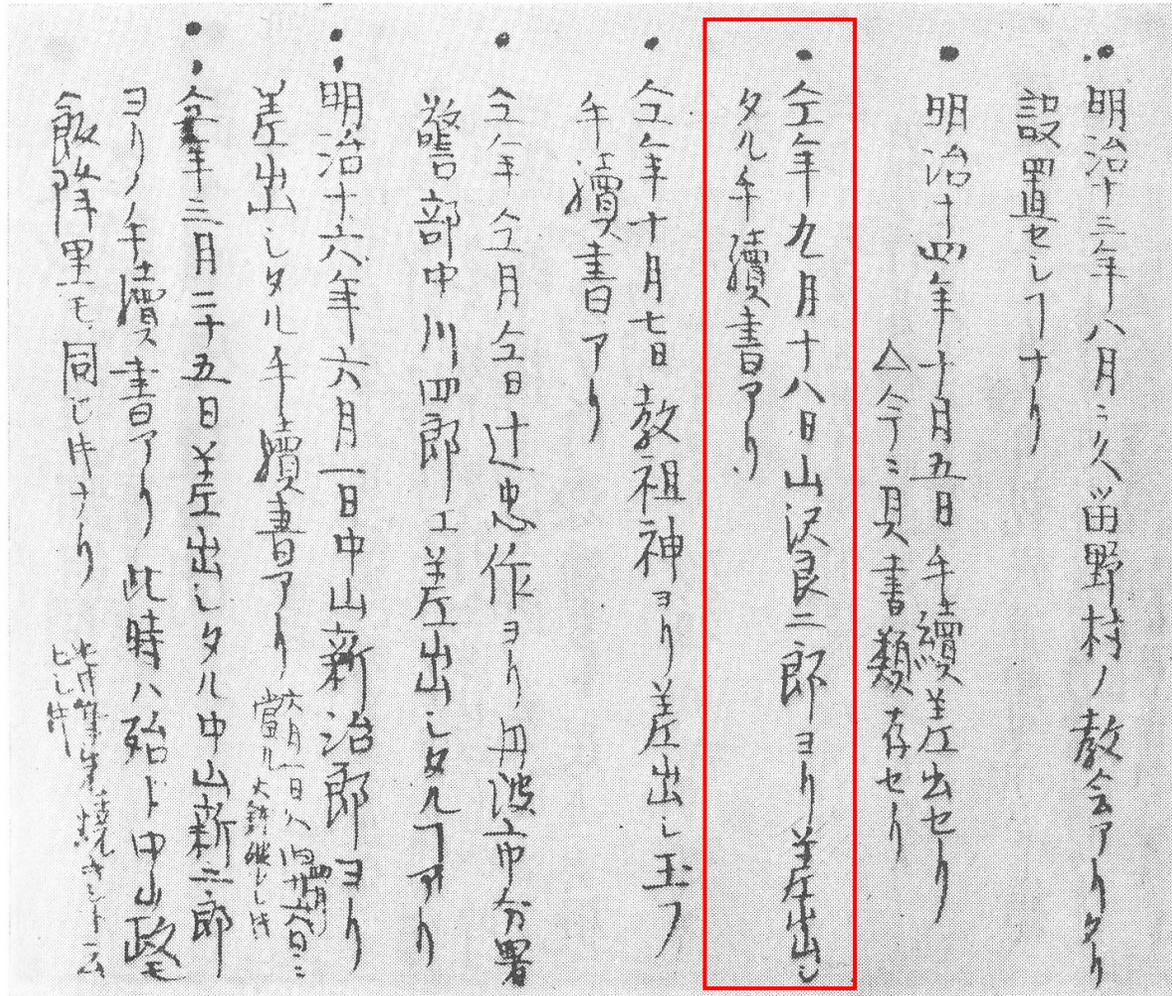
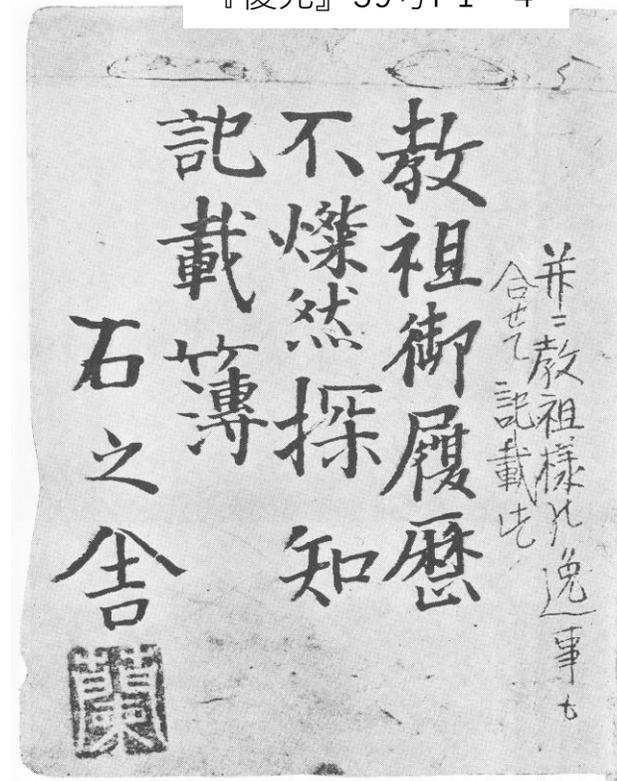
斜体文字は、「不燦然探知簿」に「あり」と記されているもの

7日付丹波市分署宛と8日付奈良警察署宛ほぼ同内容の2通が存在する(『ひとつことはなし』P150)

註 この「口書」三通、並に明治十四年九月十八日付山澤良治郎氏「手続書」一通(「ひとつことはなし」参照)は、明治二十年、奈良県が大阪府の管轄を離れた後、当時大阪府下の警察に勤務していた明心組一信者が、老先生に何かの参考にと持参したものである。(『梅谷文書』P71. 1951. 船場大教会史料集成部. 養徳社)

「不燦然探知簿」にその存在が記されている山澤良治郎手続書

明治32年頃から書かれ始めたという「不燦然探知簿」に山澤良治郎の手続書の存在が出ています。その隣りには「教祖神」の手続書のことも出ています。この「不燦然探知簿」という文書について、細かく検討する必要があるように思います。



父様の手記の一つに「不燦然探知記載簿」と名づけた縦五寸二分、横四寸位の小冊子があります。明治三十二年の書き初めで、「石之舎」と號を書き、「蘭」と印してゐます。石之舎蘭とは父様の雅談なのだが、何日頃から用ひられ、何時頃まで使はれたかは、今日まだ判然とは知らないが、明治廿五六年頃の手記にも見出される様であります。／ 記載内容は、表紙に「并ニ教祖様の逸事も合せて記載す」と追筆されてゐる如く教祖様の御事蹟を一ツ書に書き込まれてゐるが、必ずしも「不燦然」たる事のみではなく、よく人々の知る事も混つてゐます。（『ひとことはなし』P84）

良治郎の手続書は宿泊届不備の件で警察に呼び出されたにも関わらず、それについては触れられず、自分の立場と中山みきの語ったこととして教理が記されています。

明治十四年九月十八日(舊七月廿五日)山澤良治郎ヨリ差出シタル手続書アリといふ一項があります。之によつて他に探してその手続書を得ましたが、之は同月十七日(舊七月廿四日)に長谷某他五名の宿泊届をおこたつたからとて、引かれた時のものであります。丹波市分署へ引かれ、戸主の松恵祖母様も共に呼出されてみたものと見えまして、小東政次郎さんから出されてある手続書にはその邊がよく窺へます。／ 此手読書は、如何なる意味で、何を尋ねられてあるかわからないが、唯今より思ひ返してみますと、山澤翁の入信の動機からその道すがらを語り、更に教理の大要を述べて最後に祈禱などは決していたしませんと結んで居り、返つてよい匂ひがけの書き物の様に思はれるのであります。(『ひとことなはし』P95. 中山正善. 1936)

## 批判の対象にならなかった「貸物借物」教理

現在の天理教教理の「貸物借物」は、明治14年の山澤良治郎手続書が最初のようなのです。

ところで、明治20年代以降天理教が爆発的に伸びていく中、天理教への攻撃批判文書が増えていきます。ところが、「貸物借物」の教理については攻撃批判の対象にならなかったようです。その理由を幡鎌氏は「多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりものの教えを通して響き合」ったからだとしています。幡鎌氏は批判対象にならなかった教理があったから、天理教は広がったという解釈をしています。

明治20年代、天理教の教勢が急速に拡大する中で、仏教・神道の知識人によって数多くの批判書が書かれた。批判点は多岐に及ぶものの、かしもの・かりものの教えはその批判の対象になっていなかった。数少ない史料からの否定論的説明は危険きわまりないが、かりにこれが妥当だとすれば、かしもの・かりものの教えは、既成宗教の枠組みを超えて受け入れられる素地があり、それを明確に概念化したところに革新性があったということになる。

民衆の間に展開していた多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりものの教えを通して響き合う。仏教・心学と関係の深い八つのほこり、たんのうといった教えもまたここにつながるだろう。そうしたものがあつたからこそ、十全の守護やつとめが他宗から徹底的に批判されたにもかかわらず、人びとの受け入れるところとなり、一つの運動のように展開しえたのではないだろうか。逆にいえば、このような前提なしに、明治20年代の爆発的な天理教の広がりはいえなかっただろう。／ さらにいえば、古くて新しい課題である日本の近代化(資本主義化)と天理教との関係について、布教展開と教義の両面から深めていく必要性を示唆しているように思われる。(「明治20年代の社会における天理教の教えの特殊性と普遍性—批判書における「かしもの・かりもの」の教えを手がかりに—」(幡鎌一弘. 2016. 『天理大学おやさと研究所年報』第22号. P89)

## 「ていり」をなぜ「ていれ」と解釈するのか

このポイントは「ていり」です。教祖は明治7年正月26日に雛形かんろだいを置いてつとめを行おうとしているわけで、そのためにはそのつとめ人衆になる「よふぼく」が必要です。そしてその「よふぼく」に神が「ていり」するわけです。

この「ていり」は教内では「手入れ」と解釈されています。【註釈】はもちろんですが、教内用語として病気になった時などに「神様からお手入れを頂いた」といった使われ方をします。あまりに一般的に使われているので誰も疑問に思わないようですが、「おふでさき」には「ていり」とあって「ていれ」ではありません。

128. 一寸はなし神の心のせきこみハ  
よふぼくよせるもよふばかりを

129. たん／＼とをふくたちきもあるけれど  
どれがよふぼくなるしれまい

130. よふぼくも一寸の事でハないほどに  
をふくよふきがほしい事から

131. にち／＼によふぼくにておていりする  
どこがあしきとさらにをもうな

132. をなじきもたん／＼ていりするもあり  
そのまゝこかすきいもあるなり

### 【現行版註釈】（昭和3年版もほぼ同じ）

129、立木にもいろいろ沢山あるが、そのうち、どれがよふぼくになるかは分かるまい。

130、よふぼくも僅かな数では足りない、沢山ほしいのである。

131、親神がよふぼくにしようと思う者には始終**手入れ**するから、身体に何処か悪い所があっても、病気などと思わず思案するがよい。

132、同じ人間でも、だんだん**手入れ**をして役立つようにするのもあれば、そのまま役に使われないものもある。それは各々の心柄からである。

よふぼくを**手入れ**する話である。親神が人間に「神の話」を聞かせようとするときは、様々の手段を講ずる。詳しいことはのちに述べられるので、ここでは「ていり」（手入れ）すると言われるが、これは多く病となって現われる。この手入れの場合には、131下の句にあるように、「どこがあしき（悪い）」という点よりも、親神の思惑や用向きをよく聞き分けることに重点がある。もちろん初めて「神の手引き」をうける場合（入信時）などでは、「どこがあしき」ということは「わが身の試し」（44）としては重要である（三号44－47参照）。（『おふでさき通訳』P118）

大正5年発行の『評註御筆先』を見ると、「おふでさき」に9例ある「ていり」の表記が6例で「ていれ」になっています。教祖直筆では「ていり」になっていたものが筆写を繰り返すうちに、「ていれ」に変化したのです。変化する理由として、信者の間でも「お手入れを頂く」といった使われ方が行われるようになっていったとも考えられます。

しかし、写真版を基にした本部版の「おふでさき」が発行された時点で、「ていり」の解釈も慣用化されていた「手入れ」を見直す必要があったのではないかと思います。

### 『評註御筆先』と本部版『おふでさき』との表記の違い

- 三号131. にちへによふほくにてわていり(ていれ)する どころがあしきとさらにをもうな  
 三号132. をなじきもたんへていり(ていれ)するもあり そのまゝこかすきいもあるなり  
 七号17. このきいもたんへ月日(つきひ)でいり(ていり)して つくりあけたらくにのはしらや  
 七号19. それよりもひねた木からたんへと ていり(ていれ)ひきつけあとのもよふを  
 八号81. このさきハあゝちこゝちにみにさハリ 月日(つきひ)ていり(ていり)をするとをもゑよ  
 十号68. とのよふな事(こと)もやまいとをもうなよ なにかよろづ八月日(つきひ)ていり(ていれ)や  
 十号71. にちへにみのうちさハリついたなら これ八月日(つきひ)のていり(ていれ)なるかよ  
 十四号21. みにうちにとのよな事(こと)をしたととも やまいでわない月日(つきひ)ていり(ていり)や  
 十五号70. しかときけ心ちがゑばせひがない そこでだんへていり(ていれ)するのや  
 ※(ポップ体)は、『評註おふでさき』(大平隆平編. 大正五年) → 9首中、6例が「ていれ」になっている。

にちへによふほくにてわていり(ていれ)する どころがあしきとさらにをもうな  
 おなじきもたんへていり(ていれ)するもありそのまゝこかすきいもあるなり  
 かなるのちうよぢざいのこのためしほかなるとこかすきいもあるなり  
 いまゝでもためしといふてといたれどもふこのたびはためしおさめや  
 だんへとなにごとにてもこのよふはかみのからだやしやんしてみよ  
 このたびはかみがおもてへでゝるからよろづのことをみなをしへるで  
 めんへみのうちさハりのかりものをしらすにいてはなにもわからん

## 《「出入」説の思考過程》

- ①「おふでさき」本文では、9例中、8首が「ていり」と表記され、1首が「でいり」である。「でいり」を、「手入れ」と読ませるのは、無理があり、「でいり」=「ていり」であれば、「ていり」=「でいり」=「出入」とする方が、妥当ではないか。
- ②大正5年に発行された『評注おふでさき』(大平隆平編. 新宗教社)では、9首中、6例が「ていれ」になっている。これは、筆写が繰り返されるうちに、読み手の解釈が加わって変化したことを示すのではないか。
- ③「おふでさき」には、「入り込む」という用例が、15ある。「入」れば、当然「出」るわけで、「出入」は、「入り込む」と同じ意味ではないか。
- ④「入り込む」精神は、神が「手入れ」をしてしまうのではなく、「出入」することで、人間自身に心の変革の必要性を認識させることで、変えるのは、人間自身である。

### 「おふでさき」における濁点が落ちる用例

人間 → 「にんけん」=すべて  
何でも → 「なんでも」=15例. 「なんても」=12例  
嘆き(嘆くな) → 「なけき」. 「なけくな」=各1例

### 表記と違う(読み)(意味)をする例

→ 「てざし」=手出し(『おふでさき通訳』芹沢茂著)  
1-22 [せめるとててざしするでないほどに  
くちでもゆはんふでさきのせめ]

『広辞苑』⇒「てざし(手差し)」

- ①手で指し示すこと。ゆびさし。
- ②手を出すこと。手出し。

※ 大和地方の方言では、「てざし」は、手出しを意味するとの説あり。〈この用例では「てざし」=「手出し」の意味なのです。〉

「出入り」と「手入れ」ではどのような違いがあるのかを考えてみました。「おふでさき」には「出入り」に似た言葉として、「入りこむ」が15例あります。入ったら出なければならぬので、「出入り」と意味的にも同じではないかと思えます。

また、「てざし」というのがあります。これは大和方言で、「手出し」という意味です。手出しはしないというのです。

芹沢茂氏は『風の心』の中で、「神さんは、からだの方から「体内に入り込む」と言われたのでしょうか。人間の心を変えることもできますが、そのように言うことは、神さんも差し控えられていると思えばよい」と書いています。「手入れ」には「手出し」と同じように直接相手の心を変えるような強い響きがあるのではないのでしょうか。それに対して「ていり、入り込む」は心を変えるのは、あくまで当事者のその人が主体的に変えるというような印象ではないのか、という感じが私はします。

これは私の極私的な意見ですが、貴方はどのように感じられるでしょうか。

「おふでさき」には「入り込む」の用例が多い

「おふでさき」には、「ていり」の他に「入りこむ」がたくさん出てきます。「ていり、入りこむ」と「手入れ」の違いがどの程度あるのかは一概に言えませんが、『風の心』は「人間の心遣いは、人間が自分で変えていかなければならない」と述べています。「おふでさき」の表記に従った意味解釈が望まれるところです。

人間の心遣いは、人間が自分で変えていかなければならない

「入り込む」の用例(15例)

- 二号27. 山なかのみづのなかいと**入こんで** いかなる水もすます事なり
- 二号32. とふぢんがにほんのぢいゝ**入こんで** まゝにするのが神のりいふく
- 二号36. これからハ神が**たいない入こんで** 心すみやかわけてみせるで
- 六号45. このものに月日**たいない入りこんで** たん／＼しゆごをしゑこんだで
- 七号37. 月日より**たいないよりも入りこんで** ぢうよぢざいをみなしてみせる
- 八号50. そのはずや月日**たいない入りこんで** はなしするのハいまはじめやで
- 十号5. たん／＼と月日**たいない入りこんで** ぢうよぢざいをしてかゝるでな
- 十号74. 月日より**たいないよりも入こんで** ぢうよぢざいのさしずしよこや
- 十一号22. **たいない**へ月日**いりこみ**ぢうよふを ゆうていれどもしよちあるまい
- 十一号54. この心どふしてなるとをもうかな 月日**たいない入りこんだなら**
- 十二号74. このそふぢどふゆう事にをもうかな 月日**たいないみな入こむで**
- 十四号71. これからハめゑめになにもゆハいでも をやが**入こみ**ゆうてかゝるで
- 十四号76. それゆへにをやが**たいない入こんで** とんな事をばするやしれんで
- 十五号60. たん／＼とよふぼくにてハこのよふを はしめたをやがみな**入こむで**
- 十五号61. このよふをはしめたをやか**入こめば** どんな事をばするやしれんで

風 “神さんのお働きは、なかなか説明が難しいと思われるかも知れない。人間は、からだは借り物ですから、神さんは、からだのなかに自由自在に働きかけることができると思えばよい。説明しようとするのではなく、理解して悟ることが大事です。人間は心身相関的な面もありますから、神さんは、からだの方から「体内に入り込む」と言われたのでしょう。人間の心を変えることもできますが、そのように言うことは、神さんも差し控えられていると思えばよい。神さんは、人間の心遣いは、人間が自分で変えていかなければならないと考えておられるのです。”

自由自在をしかけるといふのは、人間を、病にしたり、たすけたりするということなのか。

風 “そのように考えては、今この話題にそぐわないでしょう。自由自在の働きですから、そういう意味もあるが、もっと広い意味がある。〈体内入り込んで話す〉（第八号五十）ということを出せばわかります。

神さんが入り込んで、神の光に満たされた時、お釈迦さんでも素晴らしい言葉が出て、人を打つ教えを説くことができたのだ、とは思いませんか。”（『風の心』（芹沢茂著.1993.P191）

「かんろだいのつとめ」を急き込まれる

113の「廿六日にはじめかける」と云われたのは、133の「ためし」-（「かんろだいのつとめ」をすること）ではないでしょうか。

また、135の「かみのからだ」と137の「かりもの」は「大宇宙と小宇宙に讐え」られるわけで、どちらもこの世界を作った「神のまゝ」なのですが、「上のまゝ」だと思っているところに社会の乱れが生じるのです。

- 133. いかなるのぢうよじざいのこのためし ほかなるところでさらにせんぞや
- 134. いまゝでもためしとゆうてといたれど もふこのたびハためしをさめや
- 135. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
- 136. このたびハ神がをもていでゝるから よろづの事をみなをしへるで
- 137. めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてハなにもわからん
- 138. しやんせよやまいとゆうてさらになし 神のみちをせいけんなるぞや
- 139. 一寸したるめへのあしくもできものや のぼせいたみハ神のてびきや

- 120. いまのみち上のまゝやとをもている 心ちがうで神のまゝなり
- 121. 上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか

133-134では「試し」ということが述べられるが、「この試し」と言われているように、第三号に話題になっているかんろだいのつとめの試しのことであって、わが身の試しではない。すなわちよふぼくとしてよく聞き分けるべき神の思惑や用向きについて、133-134のつとめのことと、135-137のかしもの・かりものことと二つに分けてお話しになっている。（『おふでさき通訳』P119）

(135~137を引用)

よふぼくは、(a) この世は神のからだ、であることを思案して、(b) 身の内は神のかりもの、ということを中心に治めることが肝心である。それが信仰と教理の根底とされるからである。「よろづの事をみなをしへる」にあたり、(a) (b) を分けることが前提なのである。したがって、このことを了解しないかぎり、神の話が心に治まるということはないし、それは「なにもわからん」ということでもある。

この(a) (b) は、宇宙という言葉を用いるならば、それぞれ大宇宙と小宇宙に讐えることができる。それは親神のはたらき、守護が満ち満ちている世界であり、そのはたらきなくして成り立たない世界である。上が心違ふといわれたのは、まさに、このことが一つも分かっていない、ということであろう。（おふでさきを学習する』P179）

【『天理教事典第三版』P449】

しょうこだめし 「おふでさき」の用語。証拠となる試しの意味（ふ3：14.108）。「かんろだいのつとめ」をすることが、「おふでさき」では、証拠試しと言われている。 / このはなしさととりばかりであるほどに これさとりたらしよこだめしや(ふ3：14)22

「むほんのね」を切り、「りうけ」をいさませる「つとめ」

「よふぼく」については49,50では「なるものはない」と嘆いていたのですが、ここでは「高山」でも探したいと云い、143では「ものゝりうけハみないさみでる」とあります。これは一号14と同じでかぐらづとめが急ぎ込まれています。その結果、「むほんのね」が切れることとなります。「むほんのね」は十三号49にもあり、三号でも十三号でも、その前に人間の平等と「かしもの」の話が出ています。「みかぐらうた」二下り目の「むほんのねえをきらふ」も「をどりはじめ」とあって「かぐら、てをとり」をすることが前提になっています。この部分は、慶応3年の「十二下り」と「おふでさき」一号、二号の話がまとめられています。

- 三号49. だん／＼とをふくよせたるこのたちき  
よふぼくになるものハないぞや
- 50. いかなきもをふくよせてハあるけれど  
いがみかゞみハこれわかなはん

(※140-141) “谷底せり上げ” という言葉があるが、よふぼくも谷底に多くある(十五号59)が、だんだん山が深くなれば、山の上にもよふぼくになるものが見付かる。このようにして、この先将来にはこうなるということを付加される。(『おふでさき通訳』P121)

- 十三号49. これさいかたしかにしよちしたならば  
むほんのねへわきれてしまうに

- 140. いまゝでハ高い山やとゆうたとて よふぼくみへた事ハなけれど
- 141. このさきハ高山にてもたん／＼と よふぼくみだすもよふするぞや
- 142. いちれつにはやくたすけるこのもよふ 上下ともに心いさめで
- 143. にち／＼にせかいの心いさむなら ものゝりうけハみないさみでる
- 144. なにゝてもたすけ一ちよであるからに むほんねへをはやくきりたい

【現行版註釈】(昭和3年版もほぼ同じ)

- 140、141、今までは、上流と言うても余り道の用を勤める者は無かったが、今後は、その方面でもよふぼくとなるものをさがす仕度をする。
- 142、世界中を一行に早く助けようと思う親神の段取りとして、上に立つ者も下にいる者も心を勇ませる。
- 143、世界の人々が陽気に勇むならば、親神の心が勇み、自然農作物も豊じょうになる。 **註 第一号12、13、14参照。**
- 144、総てこの道はたすけ一条の教であるから、理にさかろう人々の悪心の根を早く切ってやりたい。
- 145、今の道は、親神の目から見るとほこりだらけであるから、ほうきを持って掃除をせよ。

一号

- 12. いちれつに神の心がいつむなら ものゝりうけかみないつむなり
- 13. りうけいのいつむ心ハきのとくや いづまんよふとはやくいさめよ
- 14. りうけいがいさみでるよとをもうなら かぐらつとめやてをとりをせよ

十五号

- 59. このさきわたにそこにてハだん／＼と をふくよふきがみゑてあるぞや
- 60. たん／＼とよふぼくにてハこのよふを はしめたをやがみな入こむで
- 61. このよふをはしめたをやか入こめば どんな事をばするやしれんで

## 「高山のせきよ」を石上神宮の「説教」とする『おふでさき通解』

140～144を受けて、しかし、現状ではほこりだらけであるからと、「そふぢ」といわれています。このことをより理解しやすいようにと、「高山のせきよ」と「神のはなし」の対比を促しています。【註釈】は、「高山のせきよ」を「神職僧侶等の説教」と具体性を欠いているのに対して、『おふでさき通解』は、石上神社で説教が行われ、それと親神の話とを聞き比べて見よとの事と記しています。同書の著者、上田氏は、説教が中山家の屋敷内でも行われたことを知ってか知らずか、『天理時報』の記事をもとにしています。

『おふでさきを学習する』は148の説明をしていません。同書の著者、安井氏は中山屋敷内で説教が行われたことを知っていたので、書くのを避けたと思われる。

145. いまのみちほこりだらけであるからに  
ほふけをもちてそふぢふしたて

146. あとなるハみちハひろくでごもくなし  
いくたりなりとつれてとふれよ

147. 二二の二の五つにはなしかけ  
よろついんねんみなときよかす

148. **高山のせきよきいてしんしつ  
神のはなしをきいてしやんせ**

149. にち／＼に神のはなしをたん／＼と  
きいてたのしめ**こふき**なるぞや

### 【現行版註釈】(昭和3年版もほぼ同じ)

147,註 これは明治七年二月二十二日の夜の五つ刻（今の午後八時）の「おふでさき」で、当時辻忠作は昼間は家業に従事し、夜分教祖様の許に参って御用を勤めていたが、当日は歯が痛んで困るから、早くお参りをして救けてもらおうと内を出かけると、忘れたように歯痛が治った。それで、彼は有難く思い、早速お参りして教祖様にその由を申し上げると、教祖様は、辻忠作に『今これを書きました。よく見なされ』と、このお歌を示して親神様の話をじゅんじゅんと御説き下されたのである。

148,神職僧侶等の説教を聞き、又、この道の話も聞いてよく比較して、何れが真実の親神の胸の中を伝えているかよく思案するがよい。

149,日々にこの真実な親神の話を聞いて喜べ、この話こそいついつまでも変わる事なく、永久に世界たすけの教として伝わるべきものである。

以前、『天理時報』に、「教祖伝の周辺」という記事を早坂元天理大学教授が寄せられたことがあります。その中に、高山の説教を具体的に、明治六年に、大教院が東京に設置されて、大教宣布、つまり、神道を国の教えとして弘める大教宣布が展開された。明治七年には、奈良にも中教院が置かれたとあります。中教院という言葉も『稿本天理教教祖伝』の中に出てまいります。この大教宣布の役割を担ったのが神職僧侶達です。教導職を命じられて、国の教えとしての神道を弘めるために一役買ったということです。

その時の記事には、**明治六年の十一月には石上神宮で説教があった**。大教宣布のための説教があったという史実を挙げられていましたが、**「高山のせきよ」の具体的な内容にあたる**ものだと思います。そうしたことが、あちこちで行われた。

そうした説教を聞き、また真実の神の説く話を聞いてよく思案せよ。日々この元の神の話をだんだんと聞いて、何とありがたい結構な教えだと得心し、楽しんで通るように。この親神の話こそ、いついつまでも語り伝えられて、たすけ一条の台となる話である。この辺り、**高山の説教と聞き比べてみよと、教祖の話の優越性と申しますか、真実性がよく分かるはずだという親神様ならではの自負がうかがえる**ところであり  
ます。（『おふでさき通解』P115. 上田嘉太郎. 2017）

『天理時報』の「高山の説教」には、明治6年の「高山の説教」の他に、明治7年6月に大和神社が玉、鏡、剣を御霊代として賜ったこと、さらに仲田、松尾の両名を同神社に行かせ問答させたことなど、「おふでさき」解釈上、重要な事柄が記されています。

「教祖伝の周辺 その27 高山の説教」 元天理大学教授 早坂正章 (『天理時報』2005年4月24日号.P6)

明治6年、大教院体制のもとで、大教（神道）宣布の国民教化運動が各府県で開始された。奈良県に中教院が設置（元紀州屋敷跡）されたのは、他県よりも遅れて明治7年3月17日のことであったが、すでに明治6年の段階で実施されている。／ 石上神社（明治16年石上神宮に改称）の『当社受付説教聴衆届』によると、「明治六年十一月四日聴衆 百五十名 山辺郡庄屋敷村春日神社」とある。当時、村の戸数は30戸前後と見られており、この記録からすると、住民のほぼ全員が動員されたことになる。

大和国十市郡荻田村の庄屋・高瀬道常の『大日記』には、「今年（明治六年）流行ハ村々学校并神官・僧侶説教講究耳ニかしまし」とある。教導職の説教への批判が興味深い。／ いずれにしても、いまだ学校教育の恩恵に浴さぬ庶民が、「大教」の名のもとに初めて日本神話の説教を耳にし、国土、自然、人間の成り立ちが皇祖の神々によるものであり、その皇統に立つ天皇の神聖性について、度重ねて説き聴かされたのである。理解の程度は別として、それらの事柄について、人々の関心が高まったことは容易に想像される。／ 明治2年ご執筆の「おふでさき」第一号、第二号から、5年ぶりに筆を執られた第三号（明治7年1月より）の中に、次のお歌がみられる。

**高山のせき、よきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ にち／＼に神のはなしをたん／＼と きいてたのしめこふきなるぞや**

〈教導職による説教を聴いて、真実の親神の教えと比べてよく思案せよ。その上で日々親神の話をだんだんと聴いて楽しめ。この話こそは真実の救いの教えである〉と。

このような世情の動きの中で、明治7年陰暦10月、突然、教祖から仲田儀三郎、松尾市兵衛の両名に対して、「大和神社へ行き、どういう神で御座ると、尋ねておいで」と、お言葉があった。／ 両名は大和神社へ赴き、その通り神職に尋ねたところ、神職は誇らしげに、『記紀』に記された由緒を述べ立てた。それでは、その神の守備は、と問うたが答えがない。そこで二人は神職に向かって、ここぞとばかり教祖の教え通り、「元の神・実の神」と、その守護について力説した。

つまり、この神祇問答とも言われる一件は、神話に登場する神や神社の祭神、いわゆる伝統的神道の神々と、教祖の説かれる親神との神性の相違を、周囲の人々にあらためて確認させようとの思召にあったと言えようか。

ちなみに、大和神社の御正体は、元永元年（1118）の出火で焼失。その後、焦石をもって御正体として奉斎されてきた。それを嘆いた、時の少宮司・浜島正誠が明治7年、教部省を通して朝廷に願い出、玉（大国魂神）、鏡（御歳神）、剣（八千戈神）を御霊代として賜わり、同年6月23日、奈良県権参事・小池浩輔を勅使として、奉鎮祭が執行された。

「おふでさき註釈」は三号1のおうたについて「教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた」としてありますが、三号が書かれる前、明治6年11月4日にお屋敷(たぶん「つとめ場所」で)では石上神社の神職によって「三条の教則説教」が行われていました。

三号の表紙には、「明治七戌年一月ヨリ」とありますが、外冊の5のおうたには「十月三日」とあり、これは陰暦で陽暦では11月22日になります。「説教」が行われた同月のうちに、三号は書かれ始めたのです。

「おふでさき講習会録」は「邪魔」な意味として「おちゑ」が住んでいたことをあげていますが、前回の二号解釈で「親神の教えが、吉田神道に属する形になっている」(『おふでさきを学習する』P125.安井幹夫)ことの解消を「やしきのそふじ」であるとの解釈からすると、「おちゑ」云々の話は見当違いの解釈で、ここで「たちもの」という言葉が表現しているものとは、具体的には、「つとめ場所」であり、内容的には、その場所で行われた「三条の教則の説教」と解釈できます。

2の「なわ」には、ただす、すみなわで曲がりをおすように、まちがいをただすという意味があり、1, 2のおうたは、お屋敷に入り込んできた「高山の説教—神道的国民教化の教説」を取り払い、間違いを正して、神の教えに戻せという教祖の思い表現しているのです。そのように解釈すると、3号が《148 高山のせきよよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ》で締めくくられていることと繋がってきます。

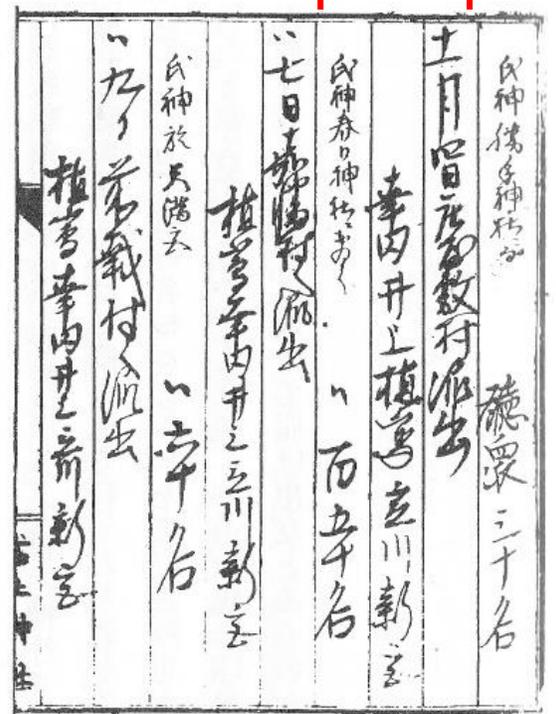
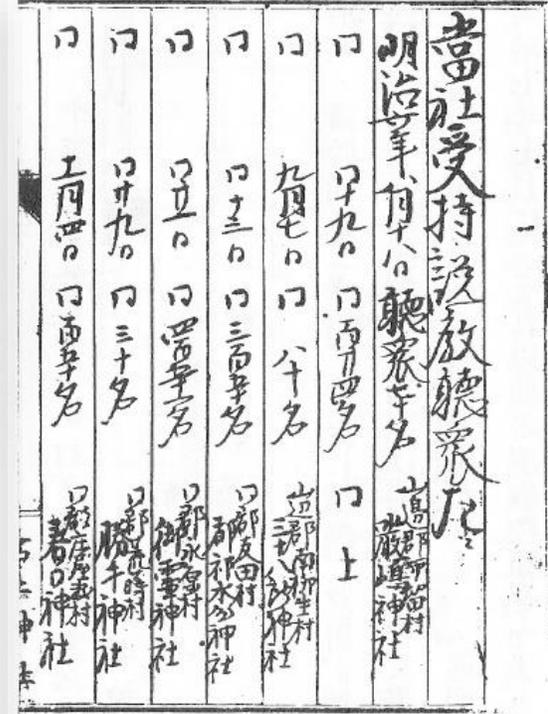
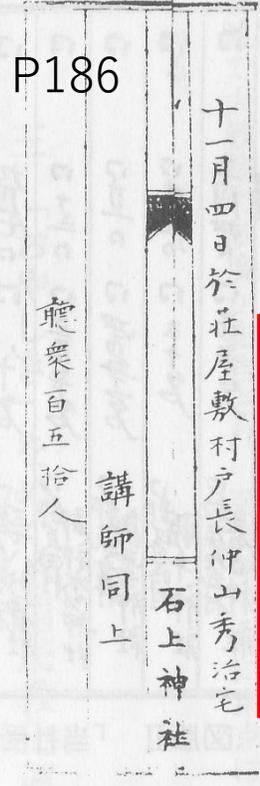
このページは三号①P8の再掲です。三号の冒頭で中山家で行われた神道説教について問題にされ、三号最後でその説教と神のはなしを対比させるのです。

つとめ場所で行われた神道説教—「たちものをとりはらへ」とは「神道教理を排除せよ」の意

十一月四日庄屋敷村派出／幸田井上植嶋立川新宮／氏神春日神社二において聴衆百五十名

参考

原典成立とその時代 P185



図版II 「当社受持説教聴衆届」

図版I 「教導課日記」

「原典成立とその時代」池田士郎. (『ビブリア (天理図書館報)』93号1989及び『教祖とその時代』1991.道友社)、「十柱の神」考(その2) 早坂正章. (「天理教学研究37号」1999) にこの資料の詳しい解釈が出ている。